

今井亮佑の目

衆院の定数削減①



いまいりようすけ 京都市出身。2002年、東大大学院法学政治学研究所修士課程修了。首都大学東京教授。早稲田大主任研究員などを経て17年4月から現職。専門は政治行動論。

自民党と日本維新の会が閣外協力に当たって結んだ合意文書に「1割を目標に衆院議員定数を削減する」と明記したことで、衆議院の議員定数の大幅な削減が争点として浮上した。維新は比例区(比例代表)の定数を、現在の176から50削減するよう主張するのに対し、主に比例区で議席を得ている中小の政党を中心に、「民意の切り捨てだ」として反発の声が上がっている。

集計した得票数に基づいて各政党に比例配分する制度の方が、少数派も含めた多様な民意をくみ取りやすいことを意味する。

このため比例区の定数を50削減したとしても、併せて比例区の単位を全国11ブロック

から全国1区に改めれば、少数派の民意の反映度合いに及ぼす影響を小さくできる可能性がある。そこで、2024年衆院選の各政党の得票数に基づき、次のような二つのシミュレーションを行ってみた。

確かに、現在の制度を維持したままで比例区の定数を50削減すれば、少数派の民意の切り捨てにつながる。しかし、比例区の定数削減と多様な民意の反映を両立できる方策が実はある。それは、比例区の単位を、現行の全国11ブロックから全国1区に改めるというものである。

一口に比例代表選挙と言っても、定数の大きさに応じて少数派の議席の得やすさは異なる。具体的には、定数が大きくなるほど、各政党の得票率と議席率の比例性が高まり、小政党にも議席が配分されやすくなる。これは、全国11ブロックごとに割り振られた定数を、ブロック単位で集計した得票数に基づいて各政党に比例配分する現行の制度より、全国を一つの選挙区に

①20年国勢調査を基に、現在の比例区の定数176から50削減した定数126を、「アダムズ方式」と呼ばれる方法で11ブロックに割り振る。その上で、各ブロックに割り振られた定数を、24年衆院選のブロック単位で集計した得票数に基づいて、各政党に比例

独自シミュレーション

比例11ブロック 全国1区に 50議席減と多様な民意両立



合意書に署名する日本維新の会の吉村洋文代表(左)と自民党の高市早苗総裁。10月20日、国会

与野党間の熟議 不可欠

配分する。
②50削減した比例区の定数126を、24年衆院選の全国集計した得票数に基づいて、各政党に比例配分する。結果をまとめたのが表である。

24年衆院選の列と①の列とを比べると、全国を11ブロックに分ける現行制度の下で比例区の定数を50削減した場合、各政党の獲得議席がどの程度減るかがわかる。いずれの政党も議席を減らすことになるが、「減少率」という点では、参政党や日本保守党といった小政党に及ぼす影響が特に大きい。

一方、24年衆院選の列と②の列との比較からは、定数を50削減するのに併せて比例区の単位を全国1区に改めると、獲得議席数に興味深い変化が生じることが読み取れる。

自民党24減、立憲民主党16減など、大政党が大きく議席を減らすことになる。これに対し、小政党については、れいわ新選組増減なし、共産党

1増、参政党1増、日本保守党増減なし、社民党2増といった具合に、総定数が50も減っているにもかかわらず、増減なしか、または議席を増やすことになると推計される。シミュレーションの結果は、比例区の単位を全国1区に改めれば、定数を50削減すること、少数派も含めた多様な民意をくみ取れることは、十分に両立できることを示している。

「1割を目標に衆院議員定数を削減する」ということは、単に「一身を切る改革」という象徴的な意味を持つにとどまらず、わが国の代表制民主主義の根幹に関わる重要な意味を持つ。このため、与野党間での熟議が不可欠である。そして、熟議の結果定数削減の合意が得られたなら、「小選挙区で『多数派の民意を集約』し、比例区で『少数派も含めた多様な民意を反映』する」という、小選挙区比例代表並立制導入時の理念を尊重し、その実現を図ることが求められよう。

各党の衆院比例議席数シミュレーション

政党	2024年衆院選	50議席削減	
		①比例11ブロック	②比例全国1区
自民党	58	42 (-16)	34 (-24)
立憲民主党	43	34 (-9)	27 (-16)
国民民主党	20	15 (-5)	14 (-6)
公明党	19	13 (-6)	14 (-5)
日本維新の会	15	10 (-5)	12 (-3)
れいわ新選組	9	6 (-3)	9 (+0)
共産党	7	5 (-2)	8 (+1)
参政党	3	1 (-2)	4 (+1)
日本保守党	2	0 (-2)	2 (+0)
社民党	0	0 (+0)	2 (+2)
合計	176	126(-50)	126(-50)

※()内は2024年衆院選との増減
※2024年衆院選では国民民主党の北関東と東海の名簿登録候補者数が獲得議席数を下回り、公明党、立憲民主党、自民党に各1議席が割り振られたため、2024年の列の数字は実際の獲得議席数と一部異なる

今井亮佑の目

衆院の定数削減 ①



いまいりょうすけ 京都市出身。2002年、東大大学院法学政治学研究所修士課程修了。首都大学東京教授。早稲田大主任研究員などを経て17年4月から現職。専門は政治行動論。

比例区（比例代表）の定数を50削減するの併せて、比例区の単位を全国11ブロックから全国1区に改めると、「副産物」が得られる。それは、評判が良いとは言えない重復立候補・復活当選の制度で、「不条理」とされる結果が生じなくなるといっている。

復活当選の制度が否定的に受け止められる理由は主に二つある。一つは、小選挙区で敗れたにもかかわらず比例区で救済されるのはおかしい、というものである。これは、感情論としては理解できる。ただ、「死票が多くなる」という小選挙区制のデメリットが、復活当選の制度があることで緩和されていることも頭に入れておく必要がある。

仮に復活当選の制度がなかったとしたら、「小選挙区で1位になった候補者」以外の候補者に投じられた票は全て死票となる。2024年衆院選でいえば、その割合は有効投票の52・0％を超える。これに対し、重復立候補が認められ、復活当選が可能な現行の制度では、死票は「小選挙区で1位になった候補者と比例区で復活当選した候補者」以外の候補者に投じられた票となる。このため、130人の復活当選者を出した24年衆院選での死票の割合は、有効投票の36・5％に抑えられている。

もう一つは、同一政党内で、あるブロックで復活当選した重復立候補者よりも高い惜敗率を記録した別のブロックの重復立候補者が落選するという「逆転現象」が生

比例全国1区で逆転現象なし 復活当選の「不条理」結果解消



国会議事堂

じる、というものである。24年衆院選の事例をまとめた表を基に説明したい。

自民党では、惜敗率が80％以上90％未満の重復立候補者が21人いたが、このうち復活当選できたのは16人であった。このように、惜敗率が80％台の5人が落選する一方で、80％未満で復活当選する候補者が11人いた。

また、惜敗率70％以上で落選する候補者が21人いた一方で、70％未満と低い惜敗率にもかかわらず復活当選できた候補者が2人いた。

紙幅の関係から説明は省くが、表からは立憲民主党や国民民主党でも同様のことが起こっていることが分かる。このような逆転現象が生じるのは「不条理」であるとして、復活当選の制度に批判的な目向けられるのも無理はない。なぜ「不条理」な逆転現象が生じるのかと言えば、全国を11ブロックに分けて、ブロック単位で各政党の獲得議席数と当選者を決めているからだ。言い方を交えると、比例区の単位を全国11ブロックから全国1区に改めれば、逆転現象など起こりえない。政党ごとに、小選挙区で敗れた全ての重復立候補者の中で、惜敗率が高い者から順に復活当選する」とした方が、合理的なのではなからうか。

2024年衆院選における比例復活の状況

惜敗率	自民党		立憲民主党		日本維新の会		国民民主党	
	復活	落選	復活	落選	復活	落選	復活	落選
90%以上	20	0	22	0	1	0	0	0
80%以上90%未満	16	5	11	2	4	0	2	0
70%以上80%未満	9	16	6	10	4	0	7	2
70%未満	2	39	4	48	6	125	7	12

もっとも、このやり方を取ったとしても、特に中小の政党で見られる、惜敗率が極めて低い者が復活当選するという問題は解消できない。例えば24年衆院選において、れいわ新選組は7人の復活当選者を出したが、その惜敗率はいずれも50％未満で、平均は37・1％である。このように低い惜敗率で復活当選することの是非については、別途検討の余地があろう。

衆議院の選挙制度として小選挙区比例代表並立制が導入されてから30年以上が経過し、この間に10回の総選挙が行われた。その結果の客観的・実証的な分析を踏まえて、わが国の代表制民主主義の基盤を成す制度としての妥当性を検証し、場合によっては選挙制度を改めるという時期に来ているのではないか。

現制度30年…客観的分析を